

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産・・・取得原価

(2) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・定額法

②リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引

・・・リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

①退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

②賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法廷福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。）

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 追加情報（財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項）

(1) 対象範囲

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

ふるさと市町村圏事業特別会計

(2) 出納整理期間について

出納整理期間について、出納整理期間が設けられている旨（根拠条文を含みます。）及び出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている旨

地方自治法235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 過年度修正等に関する事項

過年度の固定資産（土地）及び固定資産（建物）の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。この修正により、本年度の貸借対照表において、固定資産（土地）が1,919,387,326円増加し、固定資産（建物）が686,367,998円減少。純資産変動計算書において、無償所管換等が1,724,960,745円増加しました。

また、特別会計において、貸借対照表の流動資産の現金預金を0円にするために、その調整を行政コスト計算書の臨時損失のその他を871,921円、資金収支計算書の財務活動支出のその他の支出を871,921円として調整しています。